

平成27年6月12日

答申第541号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHK共済会への業務委託において共済会に定例的に提出を  
求める文書の文書名」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書はNHK情報公開規程第8条1項6号前段の不  
開示情報に該当するため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書を開示することとする。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書を開示することとしたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年5月28日（第217回審議委員会）第555号諮問、審議  
6月12日（第218回審議委員会）審議、答申